

# 緊急時や困ったとき

## 防災

市役所の業務

市役所案内

市役所の主な

緊急時や困ったとき

子育て・教育

福祉・医療

暮らしと

市民活動・

市議会・選挙

市役所の業務

市役所案内

市役所の主な

緊急時や困ったとき

子育て・教育

福祉・医療

暮らしと

市民活動・

市議会・選挙

### ■災害に対する備え

【取扱い窓口・問合せ先 [3・7・8ページ参照](#)】

◇本庁舎：防災まちづくり課 地域防災係 ◇田辺市消防本部 ◇行政局：総務課 総務係

災害はいつ起こるか分かりません。また、南海トラフを震源とする巨大地震が近い将来に発生することが予想されています。災害の発生そのものを防ぐことはできませんが、被害を最小限にとどめることはできます。そのためには、行政の対策とともに、「自分の命は自分で守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」という一人ひとりの自覚と災害に対する常日頃からの備えが大切です。家族で「地震や津波、土砂崩れや風水害が起きたらどうするのか」「避難場所はどこか」「緊急時の連絡方法はどうするのか」「非常持ち出し袋の用意はできているか」などについて、今一度話し合っておきましょう。

項目	内容
地震が起きたら	<p>①何よりも大切なのは命。揺れを感じたら座布団などで頭部を保護しテーブルの下に潜るなどして、まず第一に身の安全を確保する。</p> <p>②避難に備え、ドアや窓などを開けて出口を確保しておく。</p> <p>③強い揺れが収まったら、素早く、確実にコンロやストーブ等の火の始末をする。また、避難時にはブレーカーを切る。</p> <p>④火が出たら、隣近所にも協力を求め初期消火に努める。</p> <p>⑤慌てて外に飛び出さない。避難時は落下物等に注意し、周囲の状況をよく確かめ、落ち着いて行動する。</p> <p>⑥屋外では、瓦などの落下物を避けるため軒下から離れる。また、狭い路地やブロック塀、自動販売機等は倒れてくる可能性があるので近づかない。</p> <p>⑦避難は原則徒歩でするとともに、特に高齢者や障害者の避難の手助けをする。</p> <p>⑧防災行政無線やテレビ・ラジオなどで正しい情報を入手する。</p>
津波への注意	<p>①小さな揺れでも大津波の危険性があります。大きな揺れや長い揺れを感じたら、防災無線などの指示を待つことなく、直ちに高台へ避難する。</p> <p>②海岸から「より遠くへ」ではなく、「より高い」場所へ避難する。</p> <p>③津波は2回、3回と繰り返し襲ってきます。「警報等」が解除されるまで、避難所など安全な場所に留まる。また、河川を遡ってくるので、河川にも近づかないようにする。</p> <p>④震源付近の地形によっては、引き潮が起こらない津波もあるので注意する。</p>
土砂崩れへの注意	集中豪雨、長雨及び大きな地震の際には、山地では、落石に注意し、急傾斜地など危険な場所からできるだけ遠ざかる。また、地盤が緩み、崩れやすくなっている可能性があるので、崖や急傾斜地には近づかないようにする。
防災行政無線	気象情報や断水など、市民の皆さん的生活に影響を与える可能性がある場合などに、いつでも情報をお知らせできる体制になっています。チャイムやサイレンが鳴ったときには、窓を開けるなど少しでも聴きやすくしてください。
防災・行政メール	防災行政無線を補完する形で、気象警報などの配信を行っています。登録については、右記のQRコード又は下記のホームページアドレスから行ってください。 <a href="http://bousaigyousei.aamail.aikis.jp">http://bousaigyousei.aamail.aikis.jp</a> なお、火災放送、一般行政放送等の放送の一部は配信されません。 
防災・行政 テレフォンガイド <a href="#">0120-963-910</a>	テレフォンガイドについては、気象警報等の防災無線放送が聞き取れなかった場合などに活用ください。フリーダイヤルのため通話料金はかかりません。なお、各種行事等の放送の一部は案内されません。
一時避難場所	一時避難場所とは、津波から身を守るために一時に避難する高台や避難ビルなどのことです。
指定避難施設	指定避難施設とは、災害により自宅で生活できなくなった方を一時的に収容したり、台風や豪雨などの被害が予想される場合、事前に避難したりする施設です。いざというときに備えて、お近くの避難施設の場所を確認しておいてください。(22・23ページ参照)
災害用備蓄品	地震などが発生すると、普段通りの生活ができなくなることが考えられます。水、食料など数日間生活できるだけの備蓄品を備えておきましょう。

項目	内容
非常持ち出し袋	<p>「非常持ち出し袋」の中身は、次のようなものがあると便利です。この他にも、薬など各自で必要なものを取りそろえてください。また、中身も定期的にチェックすることが必要です。</p> <p>◇携帯ラジオ及び懐中電灯（予備の乾電池含む。） ◇乾パンなどの食料 ◇飲料水 ◇衣類 ◇タオル ◇救急医療セット ◇現金 ◇軍手 ◇履物 ◇ライター（マッチ） ◇ローソク ◇ヘルメットや防災頭巾 ◇笛</p>

### ■避難施設

■【取扱い窓口・問合せ先 [3・7・8ページ参照](#)】

◇本庁舎：防災まちづくり課 地域防災係 ◇田辺市消防本部 ◇行政局：総務課 総務係

災害時に備えて、次のとおり指定避難施設を設けています。もし、施設への避難に危険が伴う場合には、臨機応変に近くの安全な場所に避難してください。特に津波から避難する場合は、指定避難施設にこだわらず近くの高台などに避難してください。

#### ■本庁管内（旧田辺市）「指定避難施設」

施設名
◇上芳養農村環境改善センター ◇日向保育所 ◇上芳養小学校 ◇上芳養中学校 ◇中芳養幼稚園
◇中芳養小学校 ◇中芳養中学校 ◇芳養小学校※ ◇大坊小学校 ◇芳養公民館 ◇芳養児童センター
◇田辺市体育センター※ ◇はやざと保育所※ ◇明洋中学校 ◇西部センター ◇天理教中紀大教会※
◇もとまち保育所 ◇田辺第三小学校※ ◇元町長寿館 ◇稻成小学校 ◇稻成保育所 ◇田辺第一小学校
◇田辺第二小学校 ◇紀南文化会館※ ◇田辺市教育研究所 ◇社会福祉センター ◇高雄中学校
◇田辺市民総合センター ◇田辺高等学校※ ◇南紀高等学校※ ◇東陽中学校 ◇田辺東部小学校
◇西牟婁総合庁舎 ◇ひがしこミュニティセンター※ ◇田辺工業高等学校 ◇秋津多目的研修センター
◇豊秋津神社 ◇宝満寺 ◇万呂コミュニティセンター ◇会津小学校 ◇まろみ保育所
◇上秋津農村環境改善センター ◇上秋津中学校 ◇上秋津幼稚園 ◇上秋津小学校 ◇秋津川小学校
◇竹藪多目的集会所 ◇秋津川公民館 ◇紀州備長炭記念公園 ◇長野小学校 ◇東原多目的集会所
◇伏菟野小学校 ◇上野多目的集会所 ◇旧長野中学校 ◇衣笠中学校 ◇三栖小学校 ◇三栖幼稚園
◇三栖コミュニティセンター ◇新庄中学校※ ◇新庄第二小学校※ ◇高齢者複合福祉施設たきの里
◇新庄幼稚園 ◇和歌山県立情報交流センター（Big-U）※ ◇田辺市文化交流センター（たなべる）
◇新庄小学校※ ◇高山寺※ ◇田辺スポーツパーク体育館

※の施設は、大津波警報・津波警報発表時に直ちに開設する施設です。田辺第一小学校・田辺第二小学校は津波避難ビルとして24時間利用が可能です。

#### ■龍神行政局管内「指定避難施設」

施設名
◇大熊コミュニティセンター ◇龍神会館 ◇龍神高齢者生きがい研修館 ◇湯ノ又地区集会所 ◇旧龍神中学校
◇龍神小学校 ◇上廣井原集会所 ◇広栄会館 ◇宮代地区老人憩いの家
◇小規模多機能型居宅介護事業所きずな館 ◇下宮代へき地集会所 ◇丹生ノ川振興館 ◇旧殿原小学校
◇東地区集会所 ◇上山路小学校 ◇龍神行政局 ◇龍神保健センター ◇龍神市民センター
◇林業者等健康増進センター ◇龍神中学校 ◇中山路小学校 ◇上柳瀬多目的集会施設 ◇龍神ドーム
◇龍神高齢者福祉センター ◇下柳瀬地区集会所 ◇白寿荘 ◇咲楽小学校 ◇甲斐ノ川地域防災センター
◇旧甲斐ノ川小学校 ◇小家会館

#### ■中辺路行政局管内「指定避難施設」

施設名
◇北郡集落センター ◇西谷公民館 ◇中辺路農山村伝統芸能継承保存館 ◇石船集会所 ◇中辺路郷土文化交流館
◇峰公民館 ◇小皆公民館 ◇熊野川集会所 ◇澤・水上集会所 ◇下芝会館 ◇下芝多目的集会所 ◇中芝会館
◇上芝下会館 ◇上芝上会館 ◇内井川集会所 ◇高原多目的集会所 ◇川合集会所 ◇温川多目的研修集会施設
◇小松原集会所 ◇大川集会所 ◇長寿の館 ◇福定集会所 ◇柿平集会所 ◇近露道中集会所 ◇木の下集会所
◇近野老人憩いの家 ◇大畑会館 ◇裏地集会所 ◇野中老人会館 ◇上地集会所 ◇中辺路小学校
◇中辺路中学校 ◇熊野の郷古道ヶ丘体育館 ◇中辺路保健センター ◇中辺路福祉センター ◇くりすがわ保育園
◇中辺路コミュニティセンター ◇二川体育館 ◇近野小学校 ◇ちかの保育園

■大塔行政局管内「指定避難施設」

施設名
◇下附集落会館 ◇大塔ふくしかいかん ◇宇立集会所 ◇能登集会所 ◇向越集会所 ◇蕨尾集会所
◇大塔体育馆 ◇大塔総合文化会館 ◇小川集会所 ◇深谷集会所 ◇旧三川小学校 ◇三川福祉センター
◇豊原林業会館 ◇緑の学習館 ◇熊野集会所 ◇木守集会所 ◇あすなろ木守の郷 ◇五味集会所
◇山遊館体育馆 ◇平瀬集会所 ◇富里小学校 ◇富里福祉センター ◇とみさと交流館 ◇和田集会所
◇下川上集会所 ◇上野悠悠館 ◇竹西集会所

■本宮行政局管内「指定避難施設」

施設名
◇三里小学校 ◇萩集会所 ◇竹の本集会所 ◇旧三里中学校 ◇本宮中学校 ◇本宮保健福祉総合センター
◇本宮市民センター ◇渡瀬コミュニティ消防センター ◇下湯川集会所 ◇旧四村川小学校
◇旧皆地小学校（僻地集会所） ◇三区集会所 ◇大津荷集会所 ◇祐川寺 ◇請川山振センター
◇請川高齢者支援ハウス ◇本宮小学校 ◇田代集会所 ◇旧静川小学校 ◇小津荷集会所 ◇高山集会所

## 休日・夜間の医療

休日・夜間に診療している医療機関は、曜日や時間帯によって異なりますのでご留意ください。

なお、夜間の急な子供の病気に関してどう対処したら良いのかなど、判断に迷った場合は、小児救急電話相談にご相談ください。

■休日・夜間の医療機関等に関するお問合せ

問合せ内容等	問合せ先
夜間の急な子供の病気についてどう対処したら良いのか、病院の診療を受けた方が良いのかなど、判断に迷った場合	◇小児救急電話相談（小児科医師・看護師が対応） <ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯電話、普段回線からの場合 ☎ # 8000</li> <li>・ダイヤル回線、IP電話等からの場合 ☎ 073-431-8000</li> </ul> ※相談受付時間 毎日午後7時～11時
休日・夜間で診療している医療機関が分からぬ場合	◇和歌山県広域災害・救急医療情報システム <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットで調べる場合</li> <li>※わかやま医療情報ネットを検索してください。 ホームページアドレス (http://www.wakayama.qq-net.jp/qq/men/qqtpmenult.aspx)</li> <li>・救急時の医療機関電話案内サービス ☎ 073-426-1199</li> <li>※歯科の診療時間外案内は行っていません。</li> </ul>
病院に行くべきか、救急車を呼ぶべきか、判断に迷った場合	◇救急安心センターサービス           365日 24時間体制で、医師・看護師が救急医療相談に対応します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯電話、普段回線からの場合 ☎ # 7119</li> <li>※ダイヤル回線、IP電話など、電話によってつながらないものもあります。</li> <li>・つながらない場合 田辺市消防本部 ☎ 0739-22-0119</li> </ul>

■診療している医療機関

診療を受けたいとき	内容	問合せ先
①の午前、午後（夜間を除く。）	◇田辺市とその周辺 内科、小児科、歯科の診療については、田辺広域休日急患診療所（市民総合センター内）で診療を受けてください。 ・受付時間 午前9時～11時30分、午後1時～4時（年末年始は除く。） ※内科、小児科、歯科以外の急患診療又は重症患者の診療については、周辺の医療機関（右記参照）。田辺広域休日急患診療所を除く。）が輪番制（当番制）で、受入れ態勢をとっていますので、その日の当番病院で診療を受けてください。なお、当番病院については、和歌山県広域災害・救急医療情報システム（☎ 23ページ参照）又は田辺市消防本部（代表☎ 0739-22-0119）へお問い合わせください。	◇田辺広域休日急患診療所 ☎ 0739-26-4909 ◇紀南病院 ☎ 0739-22-5935 ◇南和歌山医療センター ☎ 0739-26-7195 ◇田辺中央病院 ☎ 0739-24-5333 ◇白浜はまゆう病院 ☎ 0739-43-6200
②の午後・夜間の小児科	◇新宮市とその周辺 新宮市内の開業医が当番制で急患診療を行っています。また、右記の医療機関に当直の医師がいます。なお、当番医院及び当直医師の専門科目等については、和歌山県広域災害・救急医療情報システム（☎ 23ページ参照）又は田辺市消防本部（代表☎ 0739-22-0119）へお問い合わせください。	◇新宮市立医療センター ☎ 0735-31-3333 ◇那智勝浦町立温泉病院 ☎ 0735-52-1055 ◇紀南病院 (三重県御浜町阿田和) ☎ 0597-92-1333 ◇くしもと町立病院 ☎ 0735-62-7111
③の午後・夜間	◇御坊市とその周辺 小児科の診療については、北出病院で診療を受けてください。 ・受付時間 午前10時～午後4時 ※小児科以外の急患診療又は重症患者の診療については、周辺の医療機関（右記参照。）が輪番制（当番制）で、受入れ態勢をとっていますので、その日の当番病院で診療を受けてください。なお、当直医師の専門科目等については、和歌山県広域災害・救急医療情報システム（☎ 23ページ参照）又は田辺市消防本部（代表☎ 0739-22-0119）へお問い合わせください。	◇日高総合病院 ☎ 0738-22-1111 ◇和歌山病院 ☎ 0738-23-1506 ◇北出病院 ☎ 0738-22-2188 ◇整形外科北裏病院 ☎ 0738-22-3352
④の夜間	◇田辺市とその周辺 田辺広域休日急患診療所（市民総合センター内）で診療を受けてください。 ・受付時間 午後6時～9時30分（①、年末年始を除く。）	◇田辺広域休日急患診療所 ☎ 0739-26-4909
⑤の午後・夜間	◇御坊市とその周辺 日高総合病院、北出病院、御坊市の開業小児科専門医が輪番制（当番制）で、受入れ態勢をとっていますので、その日の当番病院で診療を受けてください。 ・受付時間 午後3時～7時30分（④を除く。） なお、当番病院については、和歌山県広域災害・救急医療情報システム（☎ 23ページ参照）又は田辺市消防本部（代表☎ 0739-22-0119）へお問い合わせください。	◇日高総合病院 ☎ 0738-22-1111 ◇北出病院 ☎ 0738-22-2188
⑥の夜間	◇田辺市とその周辺 右記の病院が、輪番制（当番制）で、受入れ態勢をとっていますので、その日の当番病院で診療を受けてください。なお、当番病院については、和歌山県広域災害・救急医療情報システム（☎ 23ページ参照）又は田辺市消防本部（代表☎ 0739-22-0119）へお問い合わせください。	◇紀南病院 ☎ 0739-22-5935 ◇南和歌山医療センター ☎ 0739-26-7195 ◇田辺中央病院 ☎ 0739-24-5333 ◇白浜はまゆう病院 ☎ 0739-43-6200

診療を受けたいとき	内容	問合せ先
市役所の業務 ①の午後・夜間 ②の夜間	◇新宮市とその周辺 右記の病院に当直の医師がいます。なお、当直医師の専門科目等については、和歌山県広域災害・救急医療情報システム（☎ 23 ページ参照）又は田辺市消防本部（代表☎ 0739-22-0119）へお問い合わせください。	◇新宮市立医療センター ☎ 0735-31-3333 ◇那智勝浦町立温泉病院 ☎ 0735-52-1055 ◇紀南病院 (三重県御浜町阿田和) ☎ 0597-92-1333 ◇くしもと町立病院 ☎ 0735-62-7111
	◇御坊市とその周辺 右記の病院に当直の医師がいます。なお、当直医師の専門科目等については、和歌山県広域災害・救急医療情報システム（☎ 23 ページ参照）又は田辺市消防本部（代表☎ 0739-22-0119）へお問い合わせください。	◇日高総合病院 ☎ 0738-22-1111 ◇和歌山病院 ☎ 0738-23-1506 ◇北出病院 ☎ 0738-22-2188 ◇整形外科北裏病院 ☎ 0738-22-3352
市役所の業務 窓口の主な 困ったときは 子育て・教育 福祉・医療 暮らし 市民活動・ 市議会・選挙	◇田辺市とその周辺 右記の病院に当直の医師がいます。なお、当直医師の専門科目等については、和歌山県広域災害・救急医療情報システム（☎ 23 ページ参照）又は田辺市消防本部（代表☎ 0739-22-0119）へお問い合わせください。	◇紀南病院 ☎ 0739-22-5935 ◇南和歌山医療センター ☎ 0739-26-7195 ◇田辺中央病院 ☎ 0739-24-5333 ◇白浜はまゆう病院 ☎ 0739-43-6200
	◇新宮市とその周辺 右記の病院に当直の医師がいます。なお、当直医師の専門科目等については、和歌山県広域災害・救急医療情報システム（☎ 23 ページ参照）又は田辺市消防本部（代表☎ 0739-22-0119）へお問い合わせください。	◇新宮市立医療センター ☎ 0735-31-3333 ◇那智勝浦町立温泉病院 ☎ 0735-52-1055 ◇紀南病院 (三重県御浜町阿田和) ☎ 0597-92-1333 ◇くしもと町立病院 ☎ 0735-62-7111
市役所の業務 窓口の主な 困ったときは 子育て・教育 福祉・医療 暮らし 市民活動・ 市議会・選挙	◇御坊市とその周辺 右記の病院に当直の医師がいます。なお、当直医師の専門科目等については、和歌山県広域災害・救急医療情報システム（☎ 23 ページ参照）又は田辺市消防本部（代表☎ 0739-22-0119）へお問い合わせください。	◇日高総合病院 ☎ 0738-22-1111 ◇和歌山病院 ☎ 0738-23-1506 ◇北出病院 ☎ 0738-22-2188 ◇整形外科北裏病院 ☎ 0738-22-3352

## 各種相談

日常生活でお困りのことなどをお受けしています。相談は無料で、秘密は厳守されます。一部の相談については行政局でも行っています。日時・場所等の詳細については、担当までお問い合わせください。

種類	内容	問合せ先
市民法律相談 ※	弁護士が、契約関連、相続など法律に関する相談に応じます。	◇自治振興課 市民生活係 ☎ 0739-26-9911
市民・消費生活相談 ※	消費生活のトラブルや多重債務など市民生活についての相談に応じます。	
行政相談 ※	行政相談委員が、国・県・市・特殊法人等の行政に対する相談に応じます。	
介護相談	在宅で支援を必要とする高齢者やその家族を対象に、介護等に関する相談に応じます。	◇やすらぎ対策課 地域包括支援センター係 ☎ 0739-26-9906 ◇地域包括支援センター中辺路サブセンター ☎ 0739-64-0516
教育相談	不登校やいじめ、その他子育てなど、様々な悩みを抱えた子どもや保護者、市民の相談に応じます。	
いじめホットライン いじめ相談ダイレクトメール	いじめに関する相談を電話とEメールで応じます。	◇教育研究所 ☎ 0739-25-1511
健康相談 ※	保健師又は看護師が健康について相談に応じます。	◇健康増進課 健康管理係 ☎ 0739-26-4901
子育て相談	妊娠・子育てに関する心配事や相談に応じます。	
ひきこもり相談	ひきこもりの状態にある青少年とその家庭からの相談に応じます。	◇健康増進課 健康管理係 ☎ 0739-26-4901、専用☎ 0739-26-4933 E-mail shc@city.tanabe.lg.jp
家庭児童相談	家庭における児童の養育及び福祉についての相談に応じます。	◇家庭児童相談室 ☎ 0739-26-4926
子育てテレホン相談	子育ての悩みについて電話で相談に応じます。	◇地域子育て支援センター愛あい (もとまち保育所内) 専用☎ 0739-22-9285
女性電話相談	女性が抱えるいろいろな悩みに女性相談員が電話で相談に応じます。	◇田辺市男女共同参画センター 専用☎ 0739-26-4919
外国人相談	外国人の方の日常生活に関する相談に応じます。（英語のみ対応）	◇田辺市国際交流センター ☎ 0739-26-4908
人権相談	人権に関する相談に応じます。	◇田辺市人権擁護連盟（人権推進課内） ☎ 0739-26-9912
発達障害児（者）相談 ～はなまる相談～	自閉症、学習障害等の発達障害のある障害児（者）及び保護者を対象として相談に応じます。	◇田辺市障害児者相談支援センター「ゆめふる」 ☎ 0739-26-4923

※は行政局でも行っています。